



2023年6月21日

各位

会 社 名 樂 天 銀 行 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 井 啓 之
(コード番号 : 5838 東証プライム市場)
問い合わせ先 企 画 本 部 長 岡 崎 博 和
TEL. 050-5581-6120

支配株主等に関する事項について

当行の親会社である楽天グループ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2023年6月21日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
楽天グループ(株)	親会社	63.33	0.00	63.33	株式会社東京証券取引所 プライム市場

(注) 議決権所有割合については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

- (1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

当行の親会社は、楽天グループ株式会社であり、同社は、当行の議決権の63.33%を保有しています。

楽天グループ株式会社を中心とする楽天グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことをミッションとし、「グローバルイノベーションカンパニー」であり続けるというビジョンのもと、ユーザーや取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにすることを目指しており、楽天グループは、多岐にわたる分野で70以上のサービスの展開を通じて、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に有機的に結び付けながら他にはない独自の「楽天エコシステム」を形成しています。当行は、楽天エコシステム内のインターネット銀行として、楽天カード株式会社、楽天証券株式会社、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、

楽天ペイメント株式会社、楽天ウォレット株式会社、楽天 Edy 株式会社等とともに、楽天グループのフィンテックセグメントを構成しています。

当行は、楽天グループ株式会社との間で、楽天ブランドを表象するロゴやドメイン等を使用するためのライセンス契約を締結しています。

また、楽天グループでは、業務の効率性、事業上の必要性、人材育成及び各職員の将来像を踏まえたキャリアパス形成の観点から、積極的なグループ内での人材交流が行われており、当行においても楽天グループ株式会社を含めたグループ内他社から出向社員を受け入れていますが、部長職以上に就いている者は、経営の独立性及び安定性の観点から、グループ内他社との兼務はしない方針であり、楽天グループ株式会社からの受入出向者のうち、部長職以上に就いている者は、2022年3月末をもって当行へ転籍しました。なお、楽天グループ株式会社との間の出向及び当行から楽天グループ内の他社への出向については、当行の事業上必要と判断するものを除き、部長職以外の社員の兼務も解消しており、今後も事業上必要と判断するもののみ実施・継続する方針です。

当行取締役の親会社等における役員の兼任状況は、下記の通りです。

(2023年3月31日現在)

当行における役職	氏名	親会社等における役職	選任理由
取締役会長	三木谷 浩史	楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 最高執行役員	同氏の豊富な実績と経験を当行の経営に活かすため

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

楽天グループ株式会社は、インターネット・ショッピングモール「楽天市場」をはじめとする各種インターネットサービスの運営をするとともに、楽天グループ全体を統括する役割を果たしています。一方で、当行はインターネット銀行であるという点で、同社とはグループ内での役割が明確に異なっています。

なお、楽天グループ株式会社は、子会社にルクセンブルクを所在地とし、ヨーロッパにおける商業銀行業務を営む Rakuten Europe Bank S.A を保有しています。同社は商業銀行業務を営む点で当行と類似業務を営むものですが、当行グループの商圏は日本・台湾であるのに対し、同社の商圏はヨーロッパであるため、競合することはありません。

当行は、楽天エコシステムとのシナジーを追求し、楽天グループの1億超IDの強固な顧客基盤を活用して、新規顧客を獲得できる優位性を有しています。楽天グループの顧客（楽天会員）は、楽天のサービスに対するロイヤルティが高く、その信頼の上に当行の銀行サービスが位置付けられることにより、短期間で大量の新規顧客を獲得することが可能になります。また、楽天グループのサービスと組み合わせた銀行サービスを顧客に提供することにより、他の銀行にはない価値を顧客に提供しており、この価値が顧客の当行及び楽天グループへのロイヤルティをさらに高める効果をもたらしています。

(3)親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

2023年3月31日時点で、当行の取締役5名のうち、1名は楽天グループ株式会社と兼任していますが、これを上回りかつ取締役の過半数にあたる3名の社外取締役が就任しているため、当行独自の経営判断を実施できる状況にあります。

上記に加えて当行は、今般の当行株式の上場にあたり、親会社との事前協議事項等の撤廃、執行役員及び従業員の兼任等の人的関係の縮小、親会社主催の会議体への参加の原則取り止め、当行役職員への楽天グループ株式会社のストックオプションの付与廃止、当行役職員の楽天グループ株式会社従業員持株会からの退会等、親会社からの独立性を担保するための施策を行ってきました。

また、当行は、従来から、楽天グループ株式会社からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループとの相互に関連する人事案件及び当行グループと楽天グループとの取引及び行為の実行について、アームズ・レンジス・ルール（銀行が属するグループ会社等（特定関係者）との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定）、利益相反取引等、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証し、意見表明を行う諮問委員会として特別監視委員会を設置しています。今般の当行株式の上場にあたり、関連当事者取引について事業上の必要性及び取引条件の妥当性を検証するため、「特定関係者との取引規程」を「特定関係者・関連当事者との取引規程」へと改訂するとともに、特別監視委員会の構成員を独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいう。）へと変更するほか、関連当事者取引を同委員会への諮問・報告対象に追加しました。また、この検証の実効性を担保するため、関連当事者との取引を網羅的に把握・検証するための態勢を整備するとともに、「関連当事者取引事務基準」を制定しました。

(4)親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当行は、企業価値の向上のため、今後も楽天グループ株式会社と連携を行っていきますが、経営判断は独立して行っていることから、独立性が確保されていると認識しています。

なお、金融庁監督指針において、子銀行等の経営の健全性の確保のために、経営の独立性が損なわれないことを銀行主要株主の認可取得時及びその後継続的に監督する旨が定められています。楽天グループ株式会社は、従前から当行と経営基本契約を締結し、上述の銀行主要株主に求められる、当行の戦略的意志決定の独立性及び人事権を尊重する旨を規定しており、親会社として得るべき適時開示情報や連結ガバナンス体制の構築のために必要な情報は、事前・事後報告事項として定められた範囲内で取得することとしており、引き続き、楽天グループ株式会社は当行の戦略的意志決定の独立性及び人事権を尊重する方針です。

また、当行取締役会は、取締役5名で構成されていますが、取締役の過半数を社外取締役が占める構成となっており、取締役会内部の相互監督機能及び意思決定の透明性・公正性が確保されていると認識しています。

3. 支配株主等との取引に関する事項

2023年3月期における楽天グループ株式会社との取引の状況については、第24期有価証券報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項 関連当事者情報」をご参照下さい。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当行は、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいう。）から構成される「特別監視委員会」を設置し、楽天グループ株式会社からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループとの取引及び行為の実行に際して、アームズ・レンジス・ルールや利益相反取引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証するとともに、少数株主保護の観点から必要性及び妥当性を検証すること、並びに関連当事者との取引及び行為の実行について、少数株主保護の観点から取引の必要性及び取引条件の妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問又は事後に報告をしなければならないこととしています。

以上